

○国土交通省告示第二百八十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第二項、第三項及び第五項並びに第二十八条第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）の一部を改正する告示

租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶）

二 法第十一條第一項第一号及び第四十三条第一項第一号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十第一項に規定する先進船舶（平成三十一年三月三十一日以前に建造契約が結ばれたものについては、同年四月一日以後に建造に着手されたものに限る。）のうち、次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 令和五年四月一日以後に取得又は製作をする船舶（同日前に結ばれた契約に基づき取得をするものを除く。）海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第八十二条の八第一号に規定する環境への負荷の低減に資する物質（先進船舶の対象範囲を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第八百八十六号）第一条第一号に掲げるものに限る。）を燃料とする

ロ 平成三十一年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶

（環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶）

二 法第十一條第一項第一号及び第四十三条第一項第一号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十第一項に規定する先進船舶のうち海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十二条の八第二号に規定する先進的な技術（先進船舶の対象範囲を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第八百八十六号）第二条第二号イからトまでに掲げる設備又は材料の区分に応じそれぞれ同号イからトまでに定めるものに限る。）が使用されている当該設備又は材料のいずれかを有し、又は使用している船舶（次に掲げるものに限る。）

イ 令和五年四月一日以後に取得又は製作をする船舶（同日前に結ばれた契約に基づき取得をするものを除く。）海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十二条の八第一号に規定する環境への負荷の低減に資する物質（先進船舶の対象範囲を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第八百八十六号）第一条第一号に掲げるものに限る。）を燃料とする

ロ 平成三十一年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶

イ に掲げる船舶以外の船舶 海上運送法施行規則第四十二条の八第二号に規定する先進的な技術（先進船舶の対象範囲を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第八百八十六号）第二条第二号イからトまでに掲げる設備又は材料の区分に応じそれぞれ同号イからトまでに定めるものに限る。）が使用されている当該設備又は材料のいずれかを有し、又は使用している船舶

ロ 平成三十一年三月三十一日以前に建造契約が結ばれた船舶であつて同年四月一日以後に建造に着手されたもの

別表一
外航船舶

番号	船	船
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という)第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶(2の項第一号イからトまで及び3の項第一号イからベまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る)以外の船舶で、第一号から第二十五号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有している鋼船(第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限る。)	一〇六 (略) 七 燃料タンク(次のいずれかに該当するものに限る。) イ・ロ (略) 八〇十四 (略) 十五 燃料タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 十六〇三十三 (略)
2	海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶(第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。)で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標(以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。)の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船(同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。) 一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令第三号。以下「指標基準省令」という。)第一条第三項に規定するタンカーエ等(以下「タンカーエ等」という。)(次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1) 載貨重量トン数(以下「Dw」という。)が一万トン以上のもの Dw ^{-0.488} (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの 1,218.8DW ^{-0.488} (0.88 - 0.19 $\frac{Dw - 4,000}{16,000}$)	一〇六 (略) 七 燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る。) イ・ロ (略) 八〇十四 (略) 十五 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 十六〇三十三 (略)

別表一
外航船舶

番号	船	船
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という)第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶以外の船舶で、第一号から第二十五号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有している鋼船(第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限る。)	一〇六 (略) 七 燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る。) イ・ロ (略) 八〇十四 (略) 十五 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 十六〇三十三 (略)
2	海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶(第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。)で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標(以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。)の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船(同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。) 一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令第三号。以下「指標基準省令」という。)第一条第三項に規定するタンカーエ等(以下「タンカーエ等」という。)(次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (新設)	一〇六 (略) 七 燃料油タンク(次のいずれかに該当するものに限る。) イ・ロ (略) 八〇十四 (略) 十五 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 十六〇三十三 (略)

口 タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二万トン以上のもの $841.11Dw^{-0.488}$
 (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもの $1,219Dw^{-0.488} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 4,000}{16,000}\right)$

ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが一万五千トン以上のもの $744.8Dw^{-0.455}$
 (2) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの $772.8Dw^{-0.455}$
 (3) Dwが一千トン以上一万トン未満のもの $1,120Dw^{-0.455} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 2,000}{8,000}\right)$

二 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二万トン以上のもの $633.6351Dw^{-0.477}$
 (2) Dwが一万吨以上二万トン未満のもの $961.79Dw^{-0.477} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 10,000}{10,000}\right)$

ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコノテナ船（以下「コノテナ船」という。）（次に掲げるものに限る） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二十万トン以上のもの $81.0123Dw^{-0.201}$
 (2) Dwが十二万トン以上二十万トン未満のもの $89.7233Dw^{-0.201}$
 (3) Dwが八万トン以上十二万トン未満のもの $98.4343Dw^{-0.201}$
 (4) Dwが四万トン以上八万トン未満のもの $107.1453Dw^{-0.201}$

(5) Dwが一万五千トン以上四万トン未満のもの
115,856,3DW^{-0.201}

(6) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの
 $174,22DW^{-(0.815-0.15\frac{Dw-10,000}{5,000})}$

ハ 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの 156,636,9DW^{-0.204}
(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの

$$227,01DW^{-0.244} \quad (0.88 - 0.19\frac{Dw-3,000}{2,000})$$

ト 指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが一万五千トン以上の一萬五千トン未満のもの
Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの

$$107,48DW^{-0.216} \quad (0.88 - 0.215\frac{Dw-3,000}{12,000})$$

二 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。）
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの 950,664DW^{-0.488}
(2) (略)

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (3) (略)

一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
イ 「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年 環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) 載貨重量トン数（以下この表において「Dw」という。）が二万トン以上のもの 950,664DW^{-0.488}
(2) (略)

ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (3) (略)

二 ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

三 (1) (2) (略)

3

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶（第一号イからヘまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの）を除く。）で、二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第三十一号に掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが千トン以上のもの 518,9904DW^{-0.881}

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの 752,16DW^{-0.881} (0.88-0.19) $\frac{Dw - 250}{750}$

二 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

ヘ 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

ト 指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) (2) (略)

三 (1) (2) (略)

3

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶（第一号イからヘまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの）を除く。）で、二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第三十一号に掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。）

（新設）

口 指標基準省令第一条第一項に規定するクルーズ旅客船（以下「クルーズ旅客船」という。）次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関（以下「推進機関」という。）を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) 総トン数（以下この表において「Gt」という。）が八万五千トン以上のものの
113,6086Gt^{-0.214}
- (2) Gtが一万五千トン以上八万五千トン未満のもの
170,84Gt^{-0.214} (0.88 - 0.215 $\frac{Gt}{60,000}$)

ハ

指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）（Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。） 1,498,7105Dw^{-0.474}

二 指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）（次に掲げるものに限るものに限る。） 1,498,7105Dw^{-0.474}
じし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二千トン以上のもの 969,5535DW^{-0.498}
- (2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの
1,405,15DW^{-0.498} (0.88 - 0.19 $\frac{Dw}{1,000}$)

ホ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が○・三未満であるものに限る。）
538,448DW^{-0.471} ($\frac{Dw}{Gt}$)^{-0.7}

ヘ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。）
1,250,7147DW^{-0.471}

二 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)

一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。）（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) (2) (略)

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">2</td><td style="width: 90%;"> <p>(略)</p> <p>一々十二 (略)</p> </td></tr> </table>	2	<p>(略)</p> <p>一々十二 (略)</p>	<p>別表二 内航船舶</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 90%;"> <p>番号</p> <p>総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であつて、第一号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）</p> </td></tr> </table>	1	<p>番号</p> <p>総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であつて、第一号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）</p>
2	<p>(略)</p> <p>一々十二 (略)</p>				
1	<p>番号</p> <p>総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であつて、第一号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）</p>				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">2</td><td style="width: 90%;"> <p>(略)</p> <p>一々十二 (略)</p> </td></tr> </table>	2	<p>(略)</p> <p>一々十二 (略)</p>	<p>別表二 内航船舶</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 90%;"> <p>番号</p> <p>総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であつて、第一号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）</p> </td></tr> </table>	1	<p>番号</p> <p>総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であつて、第一号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）</p>
2	<p>(略)</p> <p>一々十二 (略)</p>				
1	<p>番号</p> <p>総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であつて、第一号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の二第一項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）</p>				